

# 令和6年度

## 「小口・緊急修繕工事店」 (廃棄物処理、浴槽・風呂釜業種以外)

### 新規募集のご案内

申込期間	令和6年2月1日(木)～令和6年2月19日(月)
申込方法	郵送での申込み(令和6年2月19日当日消印有効)
郵送先	〒150-8322 東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号 コスモス青山5階 東京都住宅供給公社「令和6年度小口・緊急修繕工事店 募集担当」
お問い合わせ先	東京都住宅供給公社 住宅営繕部 営繕工務課 営繕工務係 電話03(3409)2261(代)(内線341～345)
問い合わせ時間	9時～12時、13時～17時(土・日・祝日は除く)

東京都住宅供給公社

## 注意事項

- このご案内は、以下の業種に新規でお申込みいただく方用です。

○建築・あき家                      ○防水                      ○消臭・消毒・害虫駆除  
○建築・あき家・土木              ○造園  
○管                                      ○建具  
○電気                                    ○消防施設

廃棄物処理業種をお申込みになる方は、『令和6年度「小口・緊急修繕工事店」(廃棄物処理業種)新規募集のご案内』をご覧ください。

浴槽・風呂釜業種をお申込みになる方は、『令和6年度「小口・緊急修繕工事店」(浴槽・風呂釜業種)新規募集のご案内』をご覧ください。

- 「土木業種」、「電気通信業種」及び「貯水槽・管渠等清掃業種」の募集はありません。
- このご案内をお読みいただき、申込書に必要事項を記入の上、添付書類とあわせて、申込期間内に所定の郵送先まで送付してください。
- 申込受付の締め切りは、令和6年2月19日(当日消印有効)となります。
- 申込期間を超えてからのお申込みは、無効となります。
- 直接ご持参でのお申込みは、受け付けておりません。
- 継続契約の方の募集案内は、『令和6年度「小口・緊急修繕工事店」継続契約のご案内』をご覧ください。

## 令和6年度「小口・緊急修繕工事店」募集のご案内

東京都住宅供給公社（以下「公社」といいます。）が管理している住宅及び附帯施設等（以下「住宅等」といいます。）において、日常発生する小規模工事や緊急の修繕工事及び居住者の退去後住戸内を補修するあき家補修工事を行う、「小口・緊急修繕工事店」を募集します。

小口・緊急修繕工事店（以下「工事店」といいます。）は、住戸内や施設に入り、居住者の方と直接対応しながら、限られた時間・期間内に工事を行う必要があります。また、夜間や休日にも工事を行っていただくことがあります。工事店の施工状況が、直接居住者の生活に影響しますので、経験と技術力、そして、親切で丁寧な対応が求められます。

あき家補修工事については、限られた時間・期間内に正確に工事を完了させるとともに、室内の不具合等が無く快適に生活できるように仕上げる事が重要となります。

公社では、こうした経験や実績があり、迅速かつ的確に工事を行うことができる即戦力となる事業者を募集し、居住者サービスの向上を図っています。工事店の契約においては、申込者の資格要件を審査し、施工能力等を総合的に判断し、契約者を選定するなど、厳正な手続きのもとに行います。

公社との工事店契約をご希望される方は、この募集案内をよくお読みいただき、内容をご理解・ご承諾のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

### 1 契約期間

令和6年7月1日から令和7年6月30日まで

### 2 募集業種、募集予定数等

工事店は、業種により「エリア工事店」と「共通工事店」に区分されます。

＜エリア工事店＞

（1）エリア工事店契約の概要

- ① 今回募集をするエリア工事店の業種は、「建築・あき家」、「建築・あき家・土木」、「管」及び「電気」です。
- ② エリア工事店の契約エリアは、区部エリア（23区、三鷹市、武蔵野市及び小金井市）と市部エリア（区部エリア以外の市町）に区分し、競争入札参加資格登録をしている本支店等の所在地により決定します。
- ③ 契約は、1事業者につき1エリア及び1業種となります。
- ④ エリア工事店は、原則として共通工事店と兼ねることはできません。
- ⑤ エリア工事店は、契約したエリアの住宅等の工事を行います。（原則として、契約し

たエリア以外では業務を行うことはできません。)

- ⑥ エリア工事店が業務を行う窓口センター単位の担当地区(都内16カ所の管轄窓口センター)は、公社が別に定めます。
- ⑦ 夜間及び休日等の緊急修繕等に対応するため、公社の営業時間外でも対応できる体制を整えていただく必要があります。
- ⑧ エリア工事店は、契約後、当番制により夜間及び休日等の待機を行っていただきます。当番は、月単位で年間1～3回程度(担当地区によって変わります。)担当していただきます。  
新規で契約した方については、契約後、一定期間経過後、施工能力及び施工体制等を鑑み、夜間及び休日等の対応が可能と公社が判断した時点で、当番制による待機をしていただきます。
- ⑨ 当番による待機を行った場合には、所定の待機料をお支払いします。

## (2) エリア工事店募集数

業種	業務区分	募集数
建築・あき家 建築・あき家・土木	建築工事	95社程度
管	給排水衛生設備工事	85社程度
電気	電気設備工事	85社程度

※ 募集数は、区部エリアと市部エリアの合計です。

## <共通工事店>

### (1) 共通工事店契約の概要

- ① 今回募集をする共通工事店の業種は、「防水」、「造園」、「建具」、「消防施設」、「消臭・消毒・害虫駆除」です。
- ② 共通工事店は、区部・市部の2エリア共通の契約となり、2エリアで業務を行うことができます。
- ③ 共通工事店は、1事業者につき、複数業種に申込みをすることができます。

- ④ 共通工事店は、原則としてエリア工事店と兼ねることはできません。
- ⑤ 夜間及び休日等の緊急修繕等に対応するため、公社の営業時間外でも対応できる体制を整えていただく必要があります。
- ⑥ 共通工事店のうち、「消防施設」の業種は、契約後、当番制により夜間及び休日等の待機を行っていただきます。待機は23区と市部の2地区に分けて行い、月単位で年間1～3回程度（地区によって変わります。）担当していただきます。  
新規で契約した方については、契約後、一定期間経過後、施工能力及び施工体制等を鑑み、夜間及び休日等の対応が可能と公社が判断した時点で、当番制による待機をしていただきます。
- ⑦ 当番による待機を行った場合には、所定の待機料をお支払いします。
- ⑧ 「消防施設」以外の業種が、夜間及び休日等の緊急修繕工事等を行うため住宅等に向いた場合には、所定の出勤料をお支払いします。

(2) 共通工事店募集数

業種	業務区分	募集数
防水	屋上、外壁、ベランダ、浴室等の防水工事 ※外壁の剥離、剥落及び欠損の補修については、主として「建築・あき家」「建築・あき家・土木」業種で対応します。	20社程度
造園	樹木剪定等業務、構内の整備等に係る修繕工事、樹木の害虫駆除 ※樹木の害虫駆除について、「消臭・消毒・害虫駆除業種」の申込は不要です。	60社程度
建具	玄関扉、サッシ、手摺等の調整及び修繕工事	5社程度
消防施設	消防設備の修繕工事 (夜間及び休日等の対応のための待機を行っていただきます。)	10社程度
消臭・消毒・害虫駆除	住戸内外の消臭・消毒（特殊清掃等）、住戸内外の害虫駆除、鳥獣の駆除、白蟻防除	5社程度

### 3 業務内容

工事店の業務は、次のとおりです。

- (1) 雨漏り、給排水管の漏水その他住宅等の小破損部分の小口修繕
- (2) 断水、停電、塀の倒壊、倒木、火災等の事故発生時の緊急修繕並びに事故発生が予見される場合の点検及び工事等
- (3) 迅速性を要する小額の修繕
- (4) 台風、地震時等の待機及び災害復旧等修繕に係る対応
- (5) 災害時における被害状況の確認及び応急対応
- (6) 居住者の安否確認における警察または消防の立入りへの対応及び立入り後の復旧等の修繕
- (7) 夜間及び休日等の緊急修繕対応
- (8) 退去後のあき家補修一式工事（「建築・あき家」「建築・あき家・土木」業種のみ）
- (9) その他公社が協力を要請する業務

※ 業種別の主な工事例は「12 小口・緊急修繕工事店の工事例」をご覧ください。

### 4 申込み資格要件

申込みには、申込みの時点において、次の条件のすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 申込み業種に該当する公社の「競争入札参加資格登録業者」であること。
  - ※ 申込み業種に必要な競争入札参加資格登録・建設業許可・経営事項審査については別紙1の「申込み業種及び必要な競争入札参加資格登録・建設業許可・経営事項審査一覧」を参照してください。
  - ※ 「建築・あき家・土木」の業種に申込みの場合は、建築業種及び土木業種の競争入札参加資格登録が必要です。
  - ※ 「消臭・消毒・害虫駆除」に申し込まれる方のうち、競争入札参加資格登録をお持ちでない方は、申込み時に競争入札参加資格登録申請が済んでいれば、工事店契約の申込みを受け付けます。ただし、第1次審査の合否決定までに競争入札参加資格登録が承認されない場合には、第1次審査は失格となります。
- (2) 公社の競争入札参加資格登録をしている本支店等が東京都内に所在していること。
- (3) 「建築・あき家」、「建築・あき家・土木」、「管」及び「電気」の業種については、公社に登録している申込み業種に該当する最新の経営事項審査の総合評定値（P）が1,100点未満であり、かつ有効であること。
- (4) 申込みを行う本支店等において、官公庁、公社、都市再生機構もしくは民間の集合住

宅（「消防施設」、「造園」、「消臭・消毒・害虫駆除」及び「建築・あき家・土木」業種のうち「土木」は、集合住宅でなくても可とする。）における申込み業種に該当する小口修繕工事の実績が、過去2年間（令和6年1月31日以前の2年間）において5件以上あること。ただし、「建築・あき家」、「建築・あき家・土木」業種を申込み場合には、あき家補修工事一式の実績が過去2年間（令和6年1月31日以前の2年間）において5件以上であること。

※ 小口修繕工事とは、入居者が居住中に修繕を行う工事をいいます。誰も居住していない状態での工事は実績とはなりません。ただし、「消防施設」、「造園」、「消臭・消毒・害虫駆除」及び「建築・あき家・土木」業種のうち「土木」の業種については、入居中の修繕でなくても可とします。

※ 鉄筋コンクリート造等の集合住宅が対象となり、木造建物、戸建住宅、店舗、事務所、都立学校等の施設については工事実績に該当しません。

※ あき家補修工事一式とは、大工、塗装、内装、電気及び給排水等のすべての工事（協力会社を使用する工事を含む。）を行うことをいい、このうち一部のみを行ったものは対象となりません。

(5) 申込みを行う本支店等において、次のとおり業務執行体制が整っていること。

① 建設業の許可が必要な業種においては、建設業法における主任技術者又は監理技術者の資格を持つ施工責任者を選任し、その者が実際に工事の監督を行うことができること。

※ 施工責任者は、建設業法における主任技術者または監理技術者たる資格が必要です。主任技術者または監理技術者になりうる資格については、別紙2の「申込み業種ごとの主任技術者または監理技術者たる資格一覧」を参照してください。経歴により主任技術者または監理技術者たる資格を証明する場合は、新規申込書 別紙3の「施工責任者経歴書」を提出してください。

② 常雇いの技能工等がいること。

③ 公社が指定する担当地区において、公社の営業時間中及び夜間・休日等に、業務執行体制（公社との連絡体制を含む）が確保されること。

④ 「建築・あき家」、「建築・あき家・土木」、「管」、「電気」及び「消防施設」の工事店は、夜間及び休日等における緊急修繕等の業務執行体制として、当番制により待機することが可能であること。

⑤ 産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物含む）の処理（一時保管含む）を、関係法令に基づき適正に行うことができること。

(6) 「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報保護の措置を講じることができること。

※ 採用予定者の方については、契約締結の際に「個人情報の適切な取扱いについての誓約書」を提出していただきます。様式については契約締結時に配付しますが、内容は公社ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

(<https://www.to-kousya.or.jp/keiyaku/kakushuyosiki/index.html>)

(7) 東京都住宅供給公社暴力団等排除措置要綱における排除措置対象者でないこと。

※ 採用予定者の方には、契約締結の際に「暴力団等反社会勢力でないこと等に関する表明・確約書」を提出していただきます。様式については契約締結時に配付しますが、内容は公社ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

(<https://www.to-kousya.or.jp/keiyaku/kakushuyosiki/index.html>)

(8) 安全管理を適正に行うことができること。

(9) 法令等により許可・資格・届出等が義務付けられているものについては、当然にその許可等を有していること。

※ 「管」業種に申込みの場合は、水道事業管理者から「給水装置工事事業者」の指定を受けていることが給水装置工事等に係る入札参加要件となっているため、申込み区域を管轄する全ての区域の給水装置工事事業者の資格が必要となります。

(10) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）への加入業者であること。  
ただし、適用除外対象事業者は除く。

## 5 申込みができない方

(1) 「4 申込み資格要件」を満たしていない方または次の各項目のいずれかに該当する方は、工事店への申込みができません。

また、後日、これらの事実が明らかになったときは、その時点で申込みの取り消しまたは契約の解除を行います。

① 東京都住宅供給公社暴力団排除措置要綱における入札等排除措置を受けている方

② 過去1年間（令和6年1月31日以前の1年間）において、工事店の業務の遂行が、著しく不良である者（正当な理由がなく工事の受注を拒んだ場合を含む。）で、工事店契約を解除された方

③ 過去1年間（令和6年1月31日以前の1年間）において、東京都住宅供給公社小口・緊急修繕工事店制度要綱第19条により工事店契約を解除された方

(2) 法人の代表者または役員が、同一業種の他の法人の代表者または役員を兼ねているときは、その中の一法人しか申込みできません。

## 6 申込書類等

申込みをされる方は、下記の要領で申込書及び添付書類を提出してください。

また、申込書及び添付書類は控えを取り、選定結果が通知されるまで保管してください。

(1) 申込書（エリア工事店）

① 記入例を参考にして必要事項を記入してください。

- ② 申込みは、1事業者につき1エリア及び1業種のみでの申込みとなります。
- ③ 契約を希望するエリアとして、区部エリア又は市部エリアのいずれかを選択します。
- ④ 希望するエリアには、公社の競争入札参加資格登録をしている本支店等が所在している必要があります。
- ⑤ エリア内で希望する担当地区（管轄窓口センター）を2箇所以上3箇所以内で選択してください。

※ 担当地区は、この案内書の「9 担当地区」で確認してください。

※ 担当地区は、原則として希望した担当地区の中から1つを公社が指定します。  
なお、担当地区は、ご希望に添えない場合があります。

## （2）申込書（共通工事店）

- ① 記入例を参考にして必要事項を記入してください。
- ② 1事業者につき、共通工事店の複数業種に申込みをすることができます。

## （3）添付書類（エリア工事店・共通工事店）

申込みには、次の①～⑦の添付書類が必要ですので、申込書に添えて送付してください。  
添付書類の提出がない場合には、失格となります。

- ① 申込日の時点で有効な、最新の経営事項審査結果通知書の写し（建設業の許可が必要な業種）
- ② 施工責任者が保有している資格証の写しまたは施工責任者経歴書
  - ※ 建設業法の主任技術者または監理技術者であることを証明する資格証の写しを添付してください。実務経験により主任技術者になった方については、新規申込書 別紙3の「施工責任者経歴書」を添付してください。
  - ※ 資格と実務経験を合わせて主任技術者となる場合は、資格者証の写しに加え、新規申込書 別紙3の「施工責任者経歴書」を添付してください。
- ③ 施工責任者が、申込みをされる会社（法人）に所属する社員である証明書として、「雇用保険被保険者証の写し」、「健康保険被保険者証の写し」または「住民税特別徴収税額通知書の写し」等公的機関の証明書のいずれかを提出してください。
  - ※ 会社名と施工責任者名の入っている公的機関の証明書であれば、例示の証明書以外のものでも構いません。
  - ※ 施工責任者が役員あるいは代表取締役になっている方で、上記の証明書が添付できない場合は、会社の「履歴事項全部証明書」または「現在事項全部証明書」を添付してください。
  - ※ 「後期高齢者医療被保険者証」には会社名が記載されていないので、証明書として使用できません。
  - ※ 公的機関の証明書に会社名と施工責任者氏名以外の情報（住所、電話番号、マイナ

ンバー、保険証の記号・番号等)が記載されている場合には、見えないようマスキングの上ご提出ください。

※ 監理技術者証に会社名が記載されている場合には、監理技術者証でも構いません。

④ 申込書 別紙1、2の工事実績に記載がある工事等の契約書、注文書・請書の写し

※ これらの書類は、工事件名、金額、施工場所、工期(契約期間)、施工内容、発注者及び請負者がわかるもので、可能な限り発注者及び請負者の押印のあるものとします。

【添付書類の例】

工事契約書の場合…契約書の写し

単価契約書・年間契約書の場合(剪定等)…単価契約書・年間契約書の写し及び受注の実績の分かるもの。

なお、受注の実績の分かるものとは、指示書・発注書等のほか、入金の確認の出来るものも含まれます。また、単価契約書に発注者及び請負者の押印があれば、指示書・発注書等には押印が無くても構いません。

注文書の場合(注文請書がある場合)…注文書の表紙と注文請書の表紙の写し

注文書の場合(注文請書がない場合)…注文書の表紙の写し及び入金等が分かるものの写し

注文請書の場合(注文書がない場合)…注文請書の写し及び入金等が分かるものの写し

※ 契約書、注文書、請書及び請求書等で、表紙だけでは施工内容等の必要項目が分からない場合は、2枚目以降の施工内容等が確認できるものも添付してください。

※ 「建築・あき家」の業種に申込みの方は、小口修繕工事で5件以上及びあき家補修工事で5件以上の、計10件以上、「建築・あき家・土木」の業種に申込みの方は、小口修繕工事で建築業種、土木業種各5件以上及びあき家補修工事で5件以上の、計15件以上の実績を添付してください。また、あき家補修工事の実績には工事内訳がわかる資料を添付してください。

※ 入金等が分かるものの写しとして通帳等の写しを添付する場合は、該当する入金以外の情報は見えないようマスキングの上ご提出ください。

⑤ 「管」業種を申込みの方は、申込施工区域の水道事業管理者の給水装置工事事業者であることを証明する書類の写し

※ 東京都の指定給水装置工事事業者の証明は、全ての方が必要となります。

※ 東京都の証明に加え、三鷹窓口センターを希望される方は武蔵野市、立川窓口センターを希望される方は昭島市及び羽村市の証明が必要となります。

⑥ 返信用の小包(レターパックプラス)専用封筒 1枚を同封してください。

※ 必要書類の送付に使用します。

- ※ 小包（レターパックプラス）専用封筒は、郵便局にて520円で購入できます。
- ※ 同封する小包（レターパックプラス）専用封筒の「お届け先」欄には、住所・会社名・担当部署・電話番号を記入して下さい。（封筒は折り曲げても結構です。）
- ※ 「お届け先」は申込書に記入した住所でなくても構いませんが、「レターパックプラス」は対面での配達となるため、確実に受け取れる住所を記入してください。
- ※ 小包（レターパックプラス）専用封筒下部にあるシールは、剥がさないようにしてください。

⑦ 小口・緊急修繕工事店契約申込時の提出書類チェックリスト

- ※ チェックリストの記入担当者には、内容等について問い合わせさせていただく場合がございますので、実際に申込書を記入した方の名前を記入してください。

申込時に提出していただいた個人情報については、小口・緊急修繕工事店契約の審査・手続・事務連絡のみに使用します。その他詳細については、公社HP「個人情報の取扱いについて」をご確認ください。

（4）申込書類の提出方法

申込書類は、次のとおり、申込期間内に郵送してください。

- ① 申込期間：令和6年2月1日（木）～令和6年2月19日（月）
- ② 申込方法：郵送による申込み（令和6年2月19日当日消印有効）
  - ※ 必ず簡易書留等の配達された記録の残るもので郵送してください。
  - ※ 申込書に必要事項を記入の上、添付書類とあわせて発送してください。
  - ※ 申込期間を超えてからのお申込みは、無効となります。
  - ※ 一旦提出された申込書類については、原則として変更・差し替え等できません。
  - ※ 直接ご持参でのお申込みは、受け付けておりません。

- ③ 郵送先：〒150-8322  
東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号 コスモス青山5階  
東京都住宅供給公社「令和6年度小口・緊急修繕工事店 募集担当」

## 7 契約方法

工事店の契約は、次のとおり行います。

- （1）第1次審査として、申込書類等により申込者の資格要件を審査します。
- （2）第1次審査の結果は、申込者全員に電子メールで通知します。（令和6年3月下旬から4月初旬頃送信予定）
  - ※ 合否の結果に関するお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。
- （3）第1次審査の合格者数が募集数を超えた場合は、第2次審査により採用予定者を選定し

ます。その場合、第2次審査対象者に詳細をお知らせします。(令和6年3月下旬から4月初旬頃発送予定)

- ① 第2次審査は、工事店業務に関わる実施体制や施工能力等についての回答書を提出していただき、その内容の総合的な評価により順位付けします。
- ② 評価の上位者の方から順に募集数まで採用予定者を選定します。

※ 採用予定者が辞退した場合は、順次、順位を繰り上げます。

(4) 採用予定者を対象に、公社が別途定める単価に同意された方と工事店契約を締結します。

(5) 契約手続きに関しては、あらためて公社からご連絡します。(令和6年6月中旬から下旬頃発送予定)

(6) 契約期間は、令和6年7月1日から令和7年6月30日までとします。

(7) 採用予定者が次の各項目に該当する場合、原則として該当期間中は契約を締結しません。

- ① 「5 申込みができない方」の各号に該当する方
- ② 公社職員に対する贈賄を理由として、東京都住宅供給公社競争入札参加登録業者指名停止等取扱要綱に基づく指名停止期間中であるなど、指名から除外する期間中である方又は当該期間満了後3年を経過しない方
- ③ ②以外の理由で東京都住宅供給公社競争入札参加登録業者指名停止等取扱要綱に基づく指名停止期間中であるなど、指名から除外する期間中である方
- ④ 東京都において指名の制限(指名停止を含む)、競争入札参加禁止又は排除措置期間中である方

#### ●留意事項

- ① 実施体制や施工能力等について審査し、上位者の方から順に募集予定数まで採用予定者を選定して契約手続きを行います。
- ② エリア工事店の受け持ち地域(配置される管轄窓口センター)は、契約手続き時に通知します。なお、受け持ち地域は、ご希望に添えない場合があります。(令和6年6月中旬から下旬頃発送予定)
- ③ 契約締結の際に「災害時における応急対策業務に関する協定書」のご案内をさせていただきます。本協定の趣旨をご理解いただき、締結していただきますようお願い致します。

## 8 契約単価について

採用予定者を対象に、公社が別途定める令和6年度単価に同意された方と工事店契約を締結します。

以下は、参考として、令和5年度の主な単価です。

(参考) 令和5年度契約単価

① 基本労務単価 (小口修繕工事)

基本労務費は、次のとおりです。(1人工あたり)

基本労務費	金額 (円)	適用業種
建築・土木営繕工	35,200	「建築・あき家」 「建築・あき家・土木」
管・電気営繕工	34,200	「管」 「電気」 「消防施設」
防水営繕工	39,800	「防水」
造園営繕工	32,700	「造園」
建具営繕工	35,200	「建具」
消臭・消毒・害虫駆除営繕工	32,400	「消臭・消毒・害虫駆除」

② 基本労務費の割り増しについて (小口修繕工事)

下記の修繕については、基本労務費の割り増しがあります。

割増種別	割増率	適用範囲
緊急割増	30%	安否確認や火災・災害などで公社から緊急の対応を依頼した工事
時間外割増	30~75%	夜間、休日、年末年始に対応した工事
不快割増	50%	汚物に触れる工事その他、著しく不快な作業と公社が認める工事

③ 諸経費 (小口修繕工事)

共通仮設費と諸経費をあわせて、直接工事費の 33.23%以下

(直接工事費により、諸経費率が変動します)

④ あき家補修費の単価について

あき家補修工事の単価は、材料、工事費、撤去費 (処分費含む)、諸経費をすべて含んだ単価となっています。

代表的な単価は次のとおりです。

単価名称	単位	金額 (円)
畳完成品 (在来またはワラサンド畳) 1帖物	枚	18,000
内装 EP II 2回塗 下地処理共	m <sup>2</sup>	1,700
合板フローア-張替 (7) 12mm	m <sup>2</sup>	9,750
ビニルカ-張替 防火2級検定品/防光 <sup>®</sup> 仕様	m <sup>2</sup>	1,840
面付錠の刈カ <sup>®</sup> -のみ取替 U9 RACY (PMK) 相当品	箇所	5,650
住宅室内全体清掃 (注)	m <sup>2</sup>	599

(注) 通常使用による汚損の場合

## 9 担当地区

○エリア工事店の受け持ち地域は、次のとおりです。

エリア	小口発注 窓口センター	【担当地区】 管 轄 窓口センター	担当地域
区部エリア	亀戸 窓口センター	亀戸 窓口センター	台東区、荒川区、墨田区、江東区
	大井町 窓口センター	大井町 窓口センター	千代田区、中央区、港区、品川区、大田区
区部エリア	新小岩 窓口センター	新小岩 窓口センター	葛飾区、江戸川区（千葉県内の都教育庁及び交通局職員住宅を含む。）
	西新井 窓口センター	西新井 窓口センター	足立区
	目白 窓口センター	目白 窓口センター	豊島区、板橋区、文京区 （朝霞市内の都水道局職員住宅を含む。）
		赤羽 窓口センター	北区
		練馬 窓口センター	練馬区
	新宿 窓口センター	新宿 窓口センター	新宿区、中野区、杉並区
		渋谷 窓口センター	渋谷区、世田谷区、目黒区
三鷹 窓口センター		三鷹市、小金井市、武蔵野市	
市部エリア	立川 窓口センター	立川 窓口センター	立川市、国分寺市、国立市、福生市、羽村市、昭島市、青梅市、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町、あきる野市、奥多摩町
		八王子 窓口センター	八王子市（多摩ニュータウンを除く地域）、日野市
	小平 窓口センター	小平 窓口センター	小平市、西東京市、東久留米市、東村山市、清瀬市

府 中 窓口センター	府 中 窓口センター	府中市、調布市、狛江市
	多 摩 窓口センター	八王子市（多摩ニュータウン地域）、多摩市、 稲城市
町 田 窓口センター	町 田 窓口センター	町田市

## 10 工事の発注

工事店への発注は、次のとおり行います。

- (1) 小口修繕及び緊急修繕については、お客さまセンターまたは小口発注窓口センターから「修繕発注書」により発注します。
  - ※ 契約後、インターネットを利用した工事店支援システムを提供します。このシステムを使用する場合には、個人情報の登録が必要となります。
- (2) 小口修繕は、150万円（消費税相当額を除く工事金額）未満で修繕できる工事をいいます。
- (3) 緊急修繕工事は、150万円（消費税相当額を除く工事金額）を超える場合でもお客さまセンターまたは小口発注窓口センターからの発注となります。
- (4) 迅速性を要する150万円（消費税相当額を除く）以上の修繕については、250万円（消費税相当額を含む工事金額）を発注限度額として、設計内容及び工事金額を確定した後、「工事発注書」により発注します。
- (5) 災害復旧等修繕については、工事の概算金額を確定した後、「災害復旧等工事発注書」により発注します。
- (6) あき家補修工事については、「あき家補修工事指示書」により、小口発注窓口センターから発注します。
- (7) 樹木剪定等業務については、造園業種の工事店に「工事指示書」により発注します。
- (8) 上記（1）から（7）で発注した工事の検査については、工事関係書類及び現場又は写真での確認となります。
- (9) 夜間・休日等は、公社が設置している「お客さまセンター相談受付課（時間外受付担当）」から、待機している当番工事店に指示します。
- (10) 工事の発注量は、工事店の実績等により、各工事店の間で必ずしも様になりませんので、あらかじめご了承ください。特に業務の実施状況が不良な場合には、口頭または書面により指導または注意を行い、発注量を減らすことがあります。
- (11) 工事店が「7 契約方法」の（7）に該当する場合、該当期間中は発注を行いません。
- (12) 工事店からの申し出があった場合、及び工事店が東京都住宅供給公社小口・緊急修繕工

事店制度要綱第19条に該当する可能性があり特に必要と認められる場合は、発注を停止することがあります。

## 1 1 業務成績

工事店の業務の実施状況について、次の事項の評定を行います。

### (1) 業務成績の項目

- ① 現場対応
  - ・緊急案件等への対応
  - ・施工の出来ばえ
  - ・居住者対応
  - ・工程管理
  - ・安全対策等
- ② 事務手続
  - ・提出書類の正確性
  - ・法令等の理解（工事関係書類の提出）等
- ③ 施工体制
  - ・受注に関する施工体制

### (2) 評定方法

- ① 業務の実施状況、工事検査結果等により、業務成績を評定します。
- ② 年間総合評定として、4段階評価を行います。
- ③ エリア工事店については、管轄窓口センター別の年間評定として、5段階評価を行います。

### (3) 業務の実施状況が不良な方に対する指導等

業務の実施状況が不良の方については、「業務改善書」を提出していただき、そのうえで次年度の工事店申込みの可否を決定します。

### (4) 業務の実施状況が優良な者への優遇

当年度の年間総合評定が優良な工事店は、公社が定める条件をすべて満たしていれば、翌年度に管轄窓口センターの追加配置を希望できます。ただし、希望先の管轄窓口センターの工事店の配置状況により、追加配置できない場合があります。

## 1 2 小口・緊急修繕工事店の工事例

以下は、各業種における小口・緊急修繕工事の代表的な例です。

### (1) 建築・あき家業種、建築・あき家・土木業種

- ・ 床仕上げ材破損箇所補修工事
- ・ 住戸内床落ち補修工事
- ・ 住戸内敷居取替工事
- ・ 浴室、便所間仕切り補修工事
- ・ 木製扉腐食部補修工事
- ・ 吊り戸棚脱落防止工事
- ・ 外壁等仕上げ材脱落箇所補修工事
- ・ 住棟内廊下等勾配不良調整
- ・ 屋上ドレン清掃
- ・ 雨樋（廊下等雨水管）補修工事
- ・ ノンスリップタイル補修工事
- ・ 住棟内アプローチ手摺設置工事
- ・ 住棟内段差解消工事
- ・ 道路陥没補修（建築・あき家・土木業種のみ）
- ・ 遊具破損補修（建築・あき家・土木業種のみ）
- ・ 看板設置
- ・ ベランダ内の鳩糞清掃、消毒及び鳩網設置工事
- ・ 有害鳥獣駆除
- ・ 居住者の安否確認対応及び立入り後の復旧等修繕
- ・ 被災住宅の応急及び復旧工事
- ・ 台風による待機及び対応
- ・ 夜間、休日、年末年始等における発注への対応 等

### 【退去後のあき家補修一式工事】

- ・ あき家住宅の調査、立会い
- ・ 畳の表替または取替、襖の張替または取替
- ・ 壁、天井等の清掃、塗装または張替
- ・ 床、建具等の破損部分の補修、張替または取替

- ・ 給水衛生、電気、ガス設備等の点検、補修または取替
- ・ 室内清掃 等

※ 退去後の残置物の処理については、廃棄物処理業種が担当します。住戸内残置物の処理を希望される方は、『令和6年度「小口・緊急修繕工事店」(廃棄物処理業種)新規募集のご案内』をご覧ください。

【高齢・身障者向け住宅設備改善工事】

- ・ 手摺取付工事
- ・ 段差解消工事
- ・ 浴室扉取替工事
- ・ 玄関戸レバーハンドル錠取替工事 等

(2) 管業種

- ・ 排便管補修工事
- ・ 便器据え付け直し
- ・ 洗浄管補修及び取替工事
- ・ 洗浄装置内部金物取替工事
- ・ 排水管漏水補修（階下住戸への被害状況確認を含む。）
- ・ 排水管詰まり補修（外構、豎管等）
- ・ 排水トラップ漏水補修（ワントラップ補修を含む。）
- ・ 給水管漏水補修（階下住戸への被害状況確認を含む。）
- ・ 給湯管漏水補修（階下住戸への被害状況確認を含む。）
- ・ 浴室給排水管漏水補修
- ・ 地中漏水補修工事
- ・ 断水による受水槽定水位弁及びボールタップ補修及び取替
- ・ 減圧弁補修及び取替
- ・ 受水槽及び高架水槽オーバーフロー（ボールタップ調整）補修
- ・ 各種給水栓不良補修
- ・ 受水槽濁水防止バルブ開閉
- ・ 赤水発生原因調査
- ・ 夜間、休日、年末年始等における発注への対応 等

※ 風呂釜、給湯器、ドロップインコンロ及びT E S機器の修繕及び取替については、「浴槽・風呂釜」業種にて行う工事となります。これらの工事の施工を希望される方は、『令和6年度「小口・緊急修繕工事店」(浴槽・風呂釜業種)新規募集のご案内』をご確認の上、浴槽・風呂釜業種にお申し込みください。

### (3) 電気業種

- ・ 制御盤の不良による断水処理補修 (リレー関係)
- ・ 電極棒の不良による断水またはオーバーフロー処理補修
- ・ 共用灯不点灯補修 (器具取替、管電球取替)
- ・ 外灯不点灯補修 (器具取替、管電球取替)
- ・ 非常用照明器具不点灯補修
- ・ 自動点滅器不良補修
- ・ 航空障害灯不点灯による電球取替
- ・ 自動火災報知器発報による調査補修
- ・ 感知器不良による調査補修
- ・ 避雷針不良による調査補修
- ・ 住宅情報盤不良による調査補修
- ・ インターホン不良による調査補修
- ・ レンジフード排気不良による調査補修
- ・ 住宅設備改善補修 (警報機及び照明器具等撤去)
- ・ 引き込み開閉器盤不良による調査補修
- ・ 絶縁不良等漏電調査補修
- ・ 台風による待機及び対応
- ・ 夜間、休日、年末年始等における発注への対応 等

#### 【高齢・身障者向け住宅設備改善工事】

- ・ インターホン設置工事
- ・ 火災報知器・ガス漏れ警報機設置工事
- ・ 玄関付近への照明器具増設工事
- ・ トイレコンセント設置工事
- ・ 警報用点滅ランプ設置工事

#### (4) 防水業種

- ・ 屋上雨漏りによる調査補修
- ・ 外壁からの雨漏りによる調査補修
- ・ 窓回りからの雨漏りによる調査補修
- ・ ベランダ漏水による調査補修
- ・ 浴室階下への漏水による調査補修
- ・ PC板からの雨漏りによる調査補修
- ・ 台風による待機及び対応 等

※ 外壁の剥離、剥落及び欠損の補修については、主として「建築・あき家」「建築・あき家・土木」業種で対応します。

#### (5) 造園業種

- ・ 樹木伐採、抜根処理
- ・ 枯損木処理
- ・ 障害樹木処理
- ・ 樹木害虫駆除
- ・ 空地、のり面及び柵内草刈り
- ・ 風除破損による調査補修
- ・ 台風による待機及び倒木等の処理
- ・ 有害鳥獣駆除 等

#### (6) 建具業種

- ・ 鋼製建具開閉不良による建付調整
- ・ アルミ建具開閉不良による建付調整
- ・ 防火扉等共用鋼製建具腐食補修
- ・ 鋼製手摺腐食補修
- ・ 風防スクリーン腐食補修
- ・ 郵便受箱扉補修及び取替 等

(7) 消防施設業種

- 非常警報ベル発報による解除及び原因調査
- 自動火災報知器不良による調査補修
- 感知器不良による調査補修
- 赤色灯（連結送水管、消火栓表示灯等）管球類取替
- 赤色灯（連結送水管、消火栓表示灯等）不良による調査補修
- 防火扉電磁リリース作動不良による調査補修
- 防火扉煙感知器作動不良による調査補修
- 住宅用消火器の取替
- 夜間、休日、年末年始等における発注への対応 等

(8) 消臭・消毒・害虫駆除業種

- 住戸内外の消臭・消毒（特殊清掃等）
- 住戸内外の害虫駆除
- 有害鳥獣駆除
- 白蟻防除

別紙1 「申込み業種及び必要な競争入札参加資格登録・建設業許可・経営事項審査一覧」

申込業種	競争入札参加資格登録		建設業許可及び経営事項審査
	入札種類	競争入札参加資格登録業種	
建築・あき家	工事業種	『2：建築』	『020建築一式工事』
建築・あき家・土木	工事業種	『1：土木』 『2：建築』	『010土木一式工事』 『020建築一式工事』
管	工事業種	『5：管』	『090管工事』
電気	工事業種	『4：電気』	『080電気工事』
防水	工事業種	『7：防水』	『180防水工事』
造園	工事業種	『11：造園』	『230造園工事』
建具	工事業種	『12：建具』	『250建具工事』
消防施設	工事業種	『14：消防施設』	『270消防施設工事』
消臭・消毒・害虫駆除	委託業種	『18：害虫駆除』	—

※複数業種を申し込む場合は、それぞれの競争入札参加資格登録・建設業許可・経営事項審査が必要です。

※「建築・あき家・土木」の業種に申し込む場合は、『1：土木』と『2：建築』の競争入札参加資格登録と、『010土木一式工事』と『020建築一式工事』の建設業許可及び経営事項審査が必要です。

## 別紙2「申込み業種ごとの主任技術者または監理技術者たる資格一覧」

### (1) 実務経験による場合（主任技術者となりうる実務経験）

学 歴	実務経験年数
高等学校の指定学科卒業後	5年以上
高等専門学校指定学科卒業後	3年以上
大学の指定学科卒業後	3年以上
上記以外の学歴	10年以上

### (2) 国家資格等による場合

申込業種	建設業の種類	主任技術者たる資格	主任技術者または監理技術者たる資格
建築・あき家	建築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2級建築施工管理技士（建築）</li> <li>・2級建築士</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級建築施工管理技士</li> <li>・1級建築士</li> </ul>
建築・あき家・土木	建築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2級建築施工管理技士（建築）</li> <li>・2級建築士</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級建築施工管理技士</li> <li>・1級建築士</li> </ul>
	土木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2級建設機械施工技士（第一種～第六種）</li> <li>・2級土木施工管理技士（土木）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級建設機械施工技士</li> <li>・1級土木施工管理技士</li> <li>・技術士（※土木1）</li> </ul>
管	管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2級管工事施工管理技士</li> <li>・給水装置主任技術者＋実務経験1年</li> <li>・職業能力開発促進法「技能検定」（※管1）</li> <li>・建築設備士＋実務経験1年</li> <li>・1級計装士＋実務経験1年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級管工事施工管理技士</li> <li>・技術士（※管2）</li> </ul>
電気	電気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2級電気施工管理技士</li> <li>・電気工事士（第1種）</li> <li>・電気工事士（第2種）＋実務経験3年</li> <li>・電気主任技術者（第1種～第3種）＋実務経験5年</li> <li>・建築設備士＋実務経験1年</li> <li>・1級計装士＋実務経験1年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級電気施工管理技士</li> <li>・技術士（※電気1）</li> </ul>
防水	防水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2級建築施工管理技士（仕上げ）</li> <li>・職業能力開発促進法「技能検定」（※防水1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級建築施工管理技士</li> </ul>
造園	造園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2級造園施工管理技士</li> <li>・職業能力開発促進法「技能検定」（※造園1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級造園施工管理技士</li> <li>・技術士（※造園2）</li> </ul>
建具	建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2級建築施工管理技士（仕上げ）</li> <li>・職業能力開発促進法「技能検定」（※建具1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級建築施工管理技士</li> </ul>
消防施設	消防施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防設備士（甲種・乙種）</li> </ul>	—
消臭・消毒・害虫駆除	—	—	—

注) 複数業種を申し込む場合は、それぞれの主任技術者たる資格を持つ者が必要です。

※土木1：以下の部門による。

『建設・総合技術監理（建設）』

『建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）』

『農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）』

『水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）』

『森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）』

※管1：以下の科目による。

『冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管』

『給排水衛生設備配管』

『配管・配管工』

※管2：以下の部門による。

『機械「流体力学」又は「熱力学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱力学」）』

『上下水道・総合技術監理（上下水道）』

『上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）』

『衛生工学・総合技術監理（衛生工学）』

『衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）』

『衛生工学「廃棄物処理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物処理」）』

※電気1：以下の部門による。『『建設・総合技術監理（建設）』

『建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）』

『電気電子・総合技術監理（電気電子）』

※防水1：以下の科目による。

『防水施工』

※造園1：以下の科目による。

『造園』

※造園2：以下の部門による。

『建設・総合技術監理（建設）』

『建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）』

『森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）』

『森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）』

※建具1：以下の科目による。

『建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作成」）・カーテンウォール施工・サッシ施工』

# 《記入例(表面)》

・エリア工事店は、「建築・あき家」、「建築・あき家・土木」、「管」、「電気」から選んでください。

・共通工事店は、「防水」、「造園」、「建具」、「消防施設」、「消臭・消毒・害虫駆除」から選んでください。

・申込みは、エリア工事店(区部・市部)又は共通工事店のいずれか一つの申込みとなります。

・希望するエリアは、入札参加資格登録(本社・支社・営業所等)がある所在地のエリアとしてください。

7ケタの番号を記入(電子入札システムにログインする際のID番号)

《新規申込書》

## 令和6年度 小口・緊急修繕工事店 申込書

令和 6 年 2 月 1 日

ログインID (受付番号) 0 0 0 0 0 0 0

申込業種 ※1・2	建築・あき家・土木	希望エリア	エリア工事店( <u>区部</u> ・ 市部 ) ・ 共通工事店
--------------	-----------	-------	----------------------------------

※1 エリア工事店の申込は、1業者につき、1業種とします。 ※2 組合等で入札参加資格を登録している場合は、組合員名簿を提出してください。

押印は不要です。

ふりがな	〇〇けんせつ かぶしきかいしゃ どうぎょうしてん	ふりがな	だいひょうとりしまりやく 〇〇 〇〇
会社名 (支社・支店・営業所名)	〇〇建設株式会社 東京支店	登録代表者・代理人 (役職・氏名)	代表取締役 〇〇 〇〇
ふりがな	しぶやくじんぐうまえ〇-〇-〇	会社名・所在地は、 競争入札参加資格登録 と同様としてください。	電話番号
所在地	渋谷区神宮前〇-〇-〇		FAX番号
			00-0000-0000
			00-0000-0000
インボイス登録番号 ※3	T 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 号	メールアドレス	abc@aaa.ne.jp

※3 インボイス登録番号の有無は、選定に影響はありません。

インボイス番号を記入してください。

メールアドレスを記入してください。

インボイス番号を持っていない方は、番号記入欄に斜線を引いてください。 こちらに記入されたメールアドレス宛に選定結果通知等をお送りします。

### 【建設業許可】

建設業許可番号	大臣 <u>知事</u> 第 000000 号	許可の有効期限	令和 7 年 7 月 1 日
許可を受けた 建設業の種類 ※4・5	<u>土木一式工事</u>	<u>建築一式工事</u>	電気工事
	造園工事	建具工事	管工事
		消防施設工事	<u>防水工事</u>

※4 許可を受けている建設業の種類全てに〇をつけてください。(記載されていない業種については記入不要です) ※5 消臭・消毒・害虫駆除業種に申し込む方は、記入不要です。

申込みを行う業種だけでなく、  
建設業許可を受けている業種  
すべてに〇をつけてください。

### 【経営事項審査】

経営事項審査 審査基準日 ※6	令和 5 年 7 月 1 日	基準日は決算日となります。経営事項審査結果通知書の発行日 ではないので注意してください。				
総合評定値 (P点) ※7	土木一式工事	800 点	管工事	点	建具工事	点
	建築一式工事	800 点	防水工事	800 点	消防施設工事	点
	電気工事	点	造園工事	点		

※6 申込日現在、最新の経営事項審査結果通知書の審査基準日を記入してください。

※7 総合評定値をお持ちの業種すべてのP点を記載してください。(記載されていない業種については記入不要です)

(裏面に続きます)

# 《記入例(裏面)》

「建築・あき家・土木」を申し込まれる場合は、建築の施工責任者と土木の施工責任者が必要です。(両方の資格をお持ちの場合は一人で大丈夫です。その場合は、(1)に建築の資格、(2)の土木の資格を記載してください。

## 【施工責任者】

施工責任者氏名(1) ※8	○○ ○○	資格名 ※9・11	1級建築施工管理技士
施工責任者氏名(2) ※8・10	△△ △△	資格名 ※11	1級土木施工管理技士

※8 施工責任者が本・支店等に在籍している公的機関の証明証の写しを提出してください。

※9 「消臭・消毒・害虫駆除」業種に申し込まれる方は、その業務に見合った資格証の写しを提出してください。

※10 「建築・土木」「建築・あき家・土木」業種に申し込まれる方のみ記入してください。施工責任者氏名(1)は建築、施工責任者氏名(2)は土木を記入してください。

※11 実務経験により主任技術者になった方は、別紙3「施工責任者経歴書」を添付してください。また、資格と実務経験を合わせて主任技術者となる場合は、資格者証の写しに加え、新規申込書 別紙3の「施工責任者経歴書」を添付してください。

## 【営業又は事務担当者、現場担当者】

営業又は事務担当者名	総務部 ○○ ○○	現場担当者名 ※12	工事部 △△ △△
------------	-----------	---------------	-----------

※12 現場担当者は、実際に現場を担当する方を記入してください。施工責任者と同一の場合でも、現場担当者名は記入してください。

## 【指定給水装置工事業者登録(管業種を申し込む方のみ記入してください)】

指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 番 号			
東京都 第 号	武蔵野市 第 号	昭島市 第 号	羽村市 第 号

## 【対応可能な窓口センター(エリア工事店に申し込む方のみ記入してください)】

対応可能窓口センター	赤羽	練馬	西新井
------------	----	----	-----

下記の管轄窓口センターの中で、小ロ・緊急修繕(夜間及び休日等含め)対応が可能な窓口センターを2箇所以上3箇所以内で記入してください。

管轄窓口センター	対応地域	管轄窓口センター	対応地域
亀戸	台東区、荒川区、墨田区、江東区	渋谷	渋谷区、世田谷区、目黒区
大井町	千代田区、中央区、港区、品川区、大田区	三鷹	三鷹市、小金井市、武蔵野市
新小岩	葛飾区、江戸川区(千葉県内の都教育庁及び交通局職員住宅を含む。)	立川	立川市、国分寺市、国立市、福生市、羽村市、昭島市、青梅市、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町、あきる野市、奥多摩町
西新井	足立区	八王子	八王子市(多摩ニュータウンを除く地域)、日野市
目白	豊島区、板橋区、文京区(朝霞市内の都水道局職員住宅を含む。)	小平	小平市、西東京市、東久留米市、東村山市、清瀬市
赤羽	北区	府中	府中市、調布市、狛江市
練馬	練馬区	多摩	八王子市(多摩ニュータウン地域)、多摩市、稲城市
新宿	新宿区、中野区、杉並区	町田	町田市

(注)この申込書に記載のある個人に関する情報については、工事店業務に必要な場合のみに使用します。

# 《記入例 別紙1》

・実績は5件以上添付してください。  
7件以上添付する場合はこの用紙をコピーして使用してください。

・契約書又は、注文書・請書等の工期を記載してください。但し、契約書がない場合は、注文を受けた日から工事完了日、又は工事期間日数を記載してください。工期は、「2022/2/1」の形式で入力すれば、和暦の日付(R4.2.1)に変換されます。

《新規申込書 別紙1》

ログインID (受付番号)	0	0	0	0	0	0	0
------------------	---	---	---	---	---	---	---

全ての方が提出してください。

1. 工事実績は、令和4年2月1日から令和6年1月31日に集合住宅の修繕を施工した実績を記入してください。
2. 官公庁又は公社・都市再生機構若しくは民間の**集合住宅**(消防施設、造園、消臭・消毒・害虫駆除及び土木の場合は、集合住宅でなくても可とする。)における修繕工事の実績を5件以上記入してください。
3. 記載した工事実績の証明できる契約書又は注文書・請書の写しを必ず添付してください。その他見積もり契約等がある場合は、見積書、請求書及び入金等が判るものの写しを添付してください。
4. エリア工事店で「建築・あき家・土木」を申し込まれる方は、工事実績(1)に建築の実績、工事実績(2)に土木の実績を記入してください。

工事実績(1) (全ての方が記入してください)					
	工事件名	発注者	工期	請負金額	施工場所
1	【小口実績：例】 ※申込業種の実績を5件以上記入してください		～	万円	
2	〇〇区職員寮床落ち補修工事(建築)	〇〇区職員部	R4.5.1 ~ R4.5.10	5.2万円	××区
3	〇〇〇〇〇住宅アルミサッシュ取付工事(建築)	〇〇〇〇〇	R4.6.3 ~ R4.6.15	35万円	▲▲区
4	〇〇◇△〇住宅水栓取替工事(管)	〇〇◇△〇	R4.6.20 ~ R4.6.23	2万円	■■区
5	〇〇アパート(1号棟101号室)室内漏電調査(電気)	UR東京支店	R4.8.7 ~ R4.8.6	1万円	●●区
6	☆★○●アパート屋上防水工事(防水)	☆★○●	R4.8.26 ~ R4.9.1	20万円	埼玉県
7			～	万円	

・消費税を除いた金額を記載してください。

・施工場所の所在地を記載してください。

工事実績(2) (「建築・あき家・土木」を申し込まれる方と、共通工事店で複数業種を申し込まれる方は、こちらにも記入してください)					
	工事件名	発注者	工期	請負金額	施工場所
1			～	万円	
2			～	万円	
3			～	万円	
4			～	万円	
5			～	万円	
6			～	万円	
7			～	万円	

# 《記入例 別紙2》

- ・実績は5件以上添付してください。  
7件以上添付する場合はこの用紙をコピーして使用してください。

《新規申込書 別紙2》

ログインID (受付番号)	0	0	0	0	0	0	0
------------------	---	---	---	---	---	---	---

## あき家業種に申込み方のみ提出してください。

1. 工事実績は、令和4年2月1日から令和6年1月31日に集合住宅の修繕を施工した実績を記入してください。
2. 官公庁又は公社・都市再生機構若しくは民間の**集合住宅**におけるあき家補修工事の実績を5件以上記入してください。
3. 記載した工事実績の証明できる契約書又は注文書・請書の写しを必ず添付してください。その他見積もり契約等がある場合は、見積書、請求書及び入金等が判るものの写しを添付してください。
4. あき家を申込み方は、上記のほかに**工事内訳**の提出が必要です。

工事实績					
	件名	発注者	工期	請負金額	施工場所
1	【あき家実績：例】 ※あき家業種を申込み方は5件以上のあき家実績を記入してください。		～	万円	
2	区営○○○AP(1号棟101号室)あき家補修工事	○○区営繕部	R4.4.1 ～ R4.4.22	55 万円	○○区
3	区営○○住宅(501号室)リフォーム補修工事	○○区営繕部	R4.4.3 ～ R4.4.23	40 万円	△△区
4	○○住宅202号室あき家退去補修工事	○○区建設部	R4.4.25 ～ R4.5.10	35 万円	□□区
5			～	万円	
6			～	万円	
7			～	万円	

・消費税を除いた金額を記載してください。

・施工場所の所在地を記載してください。

・契約書又は、注文書・請書等の工期を記載してください。但し、契約書がない場合は、注文を受けた日から工事完了日、又は工事期間日数を記載してください。工期は、「2022/2/1」の形式で入力すれば、和暦の日付(R4.2.1)に変換されます。